

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 広 沢 一 郎

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第 4 号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「所得割額及び被保険者均等割額」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第 1 項第 1 号イの基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第 2 項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

3 第 1 項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

第 6 条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第 1 項中「前条に規定する」を「前条第 2 項の」に、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）」を「令」に改め、「率（以下」の次に「この条、第 8 条及び第 9 条において」を加え、同項ただし書中「の賦課額」を「の基礎賦課額」に、「当該賦課額」を「当該基礎賦課額」に、「規定する」を「定める」に改め、同項第 1 号中「規定する」を「定める」に改め、同条第 2 項中「「雑損失の金額に係る部分」」を「雑損失の金額に係る部分」に改め、同条第 3 項中「に規定する」を「の」

に改める。

第7条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第1項中「第5条に規定する」を「第5条第2項の基礎賦課額の」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の」に改める。

第8条の見出し中「所得割率」を「基礎賦課額の所得割率」に改め、同条中「所得割率」を「第5条第2項の基礎賦課額の所得割率」に改める。

第9条の見出し中「所得割率」を「基礎賦課額の所得割率」に改め、同条中「令和6年度及び令和7年度」を「令和8年度及び令和9年度」に、「0.1113」を「0.1048」に改める。

第10条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎賦課額の被保険者均等割額」に改め、同条中「令和6年度及び令和7年度」を「令和8年度及び令和9年度」に、「53,438円」を「56,130円」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第10条の2 第5条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第10条の4及び第10条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第5条、この条本文及び次条から第10条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が、第11条の2に定める賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、省令の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第13条の2第2号に定める所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないも

のとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の規定により算定した所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第10条の3 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の数の合計の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第10条の4 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第10条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、0.0025とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第10条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,362円とする。

第11条を次のように改める。

(基礎賦課額の賦課限度額)

第11条 第5条第1項の基礎賦課額は、85万円を超えることができない。

第11条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第11条の2 第5条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1,000円を超えることができない。

第13条の見出しを「基礎賦課総額」に改め、同条各号列記以外の部分中

「賦課額」を「基礎賦課額」に、「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条第1号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同号イ中「執行に要する費用」の次に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」を、「の額」の次に「（法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。）」を加え、同条第2号中「に規定する」を「の」に、「保険料の額」を「基礎賦課額」に改め、同条第3号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第13条の2 法第104条第2項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条、第10条の2から第10条の6まで及び第11条の2の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。）の合計額

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての広域連合が行う後期

高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

第15条第1項第1号中「第18条第4項第1号」を「第18条第5項第1号」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

第21条中「保険料の所得割額」を「第5条第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和8年度及び令和9年度における保険料の減免の特例）

3 広域連合長は、令和8年度及び令和9年度の改正後の条例第15条第1項第1号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（改正後の条例第5条第2項の基礎賦課額の被保険者均等割額に限る。以下この項において同じ。）は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずることができる。